

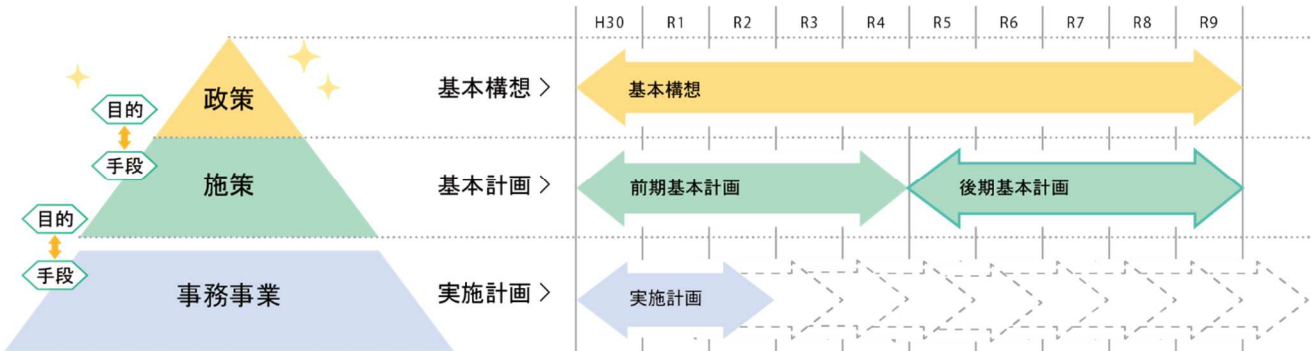
外部評価にあたって

総合計画 後期基本計画では、各施策が取り組む内容、達成状況を評価する指標（31施策、101目標値）を設定し、各施策の推進に取り組んでいるところです。

外部評価は、市が行った内部評価の客観性及び妥当性の検証、さらには、総合計画の進行管理に関する助言を行うことを目的としています。

このことから、設定された取組内容について、妥当な活動を行ない、課題等を適切に認識しているか、という視点で評価を行ってください。

外部評価の資料となる「施策評価調書」では、その概要、指標、取組内容について、”計画どおりに実績をあげたか、施策の課題を認識しているか”等の内部評価の結果を記載しています。



外部評価の視点

施策の目的に対して、設定した取組内容だけでは達成が困難であると判断した場合や、設定指標では施策の本来の達成度が表せない・点検できないと判断した場合などは、施策の進行管理に対する助言として、ご意見ください。

今後の施策の計画・実行段階において、新たな指標の追加や、取組の追加など、施策の推進につながるよう検討します。

< >は調書の項目番号

1 目標の達成状況と内部評価について

- ・評価結果が妥当であるか。 < 5、7 >
- ・施策の進捗状況や現状の認識、その理由が市民の感覚とかけ離れていないか。 < 全 >
- ・指標はふさわしいものになっているか。 < 5 >
- ・市内部の連携がとられているか。 < 全 >

2 課題と今年度以降の取組みについて

- ・課題の認識や課題解決に向けた取組みの内容が妥当なものとなっているか、または、今後の方向性が課題を踏まえた的確なものとなっているか。
< 6 >
- ・今後の当該施策の展開に関して、新たな取組みの提案はあるか。 < 6、7 >
- ・施策を遂行するために市が取り組むべきことで欠落しているものはないか。
< 全 >